



長野県報

4月27日(木)
平成29年
(2017年)
第2870号

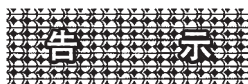
目次

告示

| | |
|---|---|
| 土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課)..... | 1 |
| 信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・経営支援課)..... | 2 |
| 保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)..... | 2 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)..... | 3 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)..... | 3 |

公告

| | |
|---|----|
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水課)..... | 3 |
| 建設業の許可の取消し(建設政策課)..... | 4 |
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課)..... | 9 |
| 環境影響評価法に基づく方法書の作成及び縦覧(都市・まちづくり課)..... | 9 |
| 建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課)..... | 10 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)..... | 10 |
| 開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課)..... | 10 |
| 水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出(水道事業課)..... | 11 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課)..... | 11 |



長野県告示第254号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称
塩尻市
- 2 事業の種類
北部地域拠点施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長野県塩尻市大字広丘原新田、大字広丘野村及び大字広丘野村字上町地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
北部地域拠点施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、

塩尻市広丘地区、吉田地区、高出地区の一部及び片丘地区の一部(以下「北部地域」という。)の交流拠点として複合施設を新たに整備するものであり、法第3条第22号に掲げる社会教育法による公民館及び図書館法による図書館、同条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設、同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当することから、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
起業者である塩尻市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
- (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)
 - ア 本件事業の施行により得られる利益
起業地の存する北部地域は、交通の便がよく、大企業が立地していることから、人口の増加が現在も進む地域である。増加している人口の多くは若い世代であるが、地域のイベント等の構成員を見ると転入者や若い世代の参加者は少なく、地域コミュニティの弱体化が課題となっている。この課題の解決のためには住民間交流を促す場の提供が重要となるものの、北部地域の既存施設は規模が小さいこと、それぞれが独

立していること等の理由により、地域の交流拠点として運用していくことが難しい状況である。また、北部地域の既存施設はハード面での問題も抱えている。塩尻市広丘公民館及び塩尻市広丘支所は、開館から30年以上が経過し老朽化が進んでいる。塩尻市立図書館広丘分館及び塩尻市北部子育て支援センターについては、現行の耐震基準に合致していない。さらに、これらの施設は人口増加に伴う行政サービスの需要増加に対して、活動スペースが小さい、バリアフリーに対応していない等十分なサービスが提供できていない。

本件事業は、上記の課題を解消するために、適正な規模の用地を確保して、北部地域拠点施設を整備するものである。

本件事業の施行により、機能の集約・連携や施設の更新を通じて、住民が行政サービスを容易かつ効果的に受けられるようになる。また、利便性の向上や地域コミュニティ基盤の強化、管理運営費の低減に寄与する。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地に指定されていないとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件起業地の周辺には住宅があるため日照に配慮し、建物は低層とした。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、施設利用者の利便性等、社会的、技術的、経済的観点から選定された3つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、北部地域では現在、地域コミュニティの弱体化が課題となっているものの、既存施設では交流拠点として運用することが難しい。また、既存施設は老朽化が著しい、現行の耐震基準を満たしていない等安全面での問題を抱えているほか、増加する地域人口に対して施設の規模・機能が追いついていない状況である。これらの問題は、北部地域において喫緊の課題となっている。また、本件起業地は広丘駅周辺地区市街地総合再生計画における重点整備エリアに存しており、本件事業が施行されれば今後順次進められる地区整備への相乗効果が望める。以上のことから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

塩尻市役所建設事業部まちづくり推進課

地域振興課

長野県告示第255号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部守一

諏訪郡富士見町落合字南原山13373番4

産業立地・経営支援課

長野県告示第256号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上田市武石余里字ホドガイ737の9（次の図に示す部分に限る。）、737の10から737の16まで、1021の1、1021の4、字トキノス867の18から867の21まで、868の1、868の11、871の1、871の4、871の6、871の7、875の1、875の3、875の4、1006の1、1006の3、1007、1008の1から1008の3まで、字躍開戸937の2、981の1、1001の1、字東替1020の1、1020の3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第257号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草7531の1、7531の3から7531の6まで、7531の9、7531の13、7531の14、7534の1、7537から7539まで、7542の1、7555の1、7556、7558の1、7558の2、7558のハ

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第258号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
小県郡青木村(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第259号

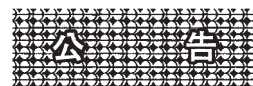
長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成29年4月21日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部守一

| 売りさばき人の氏名(名称) | 住所 | 売りさばき場所 |
|----------------|-----------------|----------------------------------|
| ファミリーマート 松本堀米店 | 松本市大字島立字道端190番地 | 松本市大字島立字道端190番地 ファミリーマート松本堀米店 |

会計課



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画下水道 塩尻市公共下水道
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県環境部生活排水課、塩尻市役所水道事業部下水道課

生活排水課